

### 時代と向き合う水城跡の継承と未来への伝達

水城は大野城とともに大宰府北方の防衛線を形成するもので『日本書紀』は天智天皇3年(664)に「筑紫に大堤を築きて水を貯へしむ。名づけて水城と曰ふ」と、その築造について記している。白村江の敗戦の後、唐・新羅の侵攻に備えて急遽築造された防衛施設で当時の東アジアの緊迫した情勢を物語る遺跡である。大宰府関連史跡の中でも重要な位置を占め、国内でも他に類を見ない重要な価値を有する遺跡である。

水城跡は史蹟名勝天然記念物保存法によって、大正10年3月3日に全国でも最も早く大宰府跡と共に国指定史跡となっている。さらに、戦後新たに制定された文化財保護法によって、昭和28(1953)年3月31日に大宰府跡、大野城跡と共に特別史跡となった。

水城跡は、他の埋蔵文化財と異なり、遺跡となってからも長期にわたり、地域と共にあり続けたことに大きな特徴がある。中世以降においては、防衛施設としての機能を失いながらも、名所として語りつがれてきたことを数々の記録から知ることができる。また、近代になると薪炭林、畑、墓地としての土地利用がなされ、さらに、現代においては市街地における貴重な緑地として、様々な形で人々の記憶に刻まれ続けてきたのである。

このように、地域にとっての宝として既に認知されている水城跡に対して、保存整備、活用を図っていくことの意味は何か。それは、史跡、生活の場、風景の一部といった様々な側面を持つ水城跡の多様な価値のバランスを保持し、高めていくことに他ならない。

そして、国内に類をみないこの貴重な歴史遺産を、地元の太宰府、大野城市民はもとより、国民共有の財産としての価値を顕在化し、国内外からの来訪者の様々な活用に資するものとするのである。

築造から1350年を迎えた今日、水城跡は新たな時代へ向けて大きく動き出そうとしている。

本計画を進めるにあたっては、水城跡の所在する太宰府市、大野城市が計画における基本的な考え方を共有し、また福岡県、九州歴史資料館及び周辺市町との連携を図りながら、全体として統一感や調和の確保に留意していくことが必要である。

さらには、多くの市民、県民が計画策定の段階から参画することにより、水城跡を身近で親しみのある史跡として関心を持ってもらわなければならない。水城跡を知る、学ぶといった体験を通じてこそ、その価値を知ることが可能となり、時代と向き合う水城跡を継承し未来へ伝達していくことを目指すものとする。